

市民環境常任委員会会議記録（概要）

平成26年3月7日（金）

開 会（午前9時12分）

**【議 事】**

○議案第30号「所沢市農業振興地域整備促進協議会条例制定について」

**【補足説明】** な し

**【質 疑】**

平井委員

要綱を条例化したということか。

守谷産業経済  
部長

全庁的な附属機関の見直しの一環としての条例制定です。

**【質疑終結】**

**【意 見】** な し

**【採 決】**

議案第30号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午前9時16分）

（説明員交代）

再 開（午前9時19分）

○議案第43号「所沢市自転車駐車場条例の一部を改正する条例制定について」

**【補足説明】** な し

**【質 疑】**

平井委員

どういった改正内容か伺いたい。

吉野交通安全  
担当参事

条例改正の内容ですが、狭山ヶ丘駅西口には狭山ヶ丘第2自転車駐車場及び狭山ヶ丘第3自転車駐車場がありますが、利用者の減少等で平成23年度より利用を休止しておりました。今年度、都市緑地として所管替えをする作業が終了しますことから、条例からその部分を削除するものです。もう1点は、狭山ヶ丘駅東口第1自転車駐車場について、公益財団法人自転車駐車場整備センターが運営管理をしておりますが、これが来年度いっぱいをもちまして市に無償譲渡されることになりましたので、設置するものです。これらを受けまして、今回条例改正を行うものです。

**【質疑終結】**

**【意 見】** な し

**【採 決】**

議案第43号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第40号「所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」

**【補足説明】**

溝井市民部長

議案第40号については、追加資料を御用意しました。資料に沿って御説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

荻野委員長

追加資料については全議員に配付することでよいか。（委員了承）

傍聴者に本日の資料を配付してよいか。（委員了承）

配付した資料は後ほど回収することでよいか。（委員了承）

※傍聴者へ別紙議案第40号追加資料を配付

溝井市民部長

資料1から資料11については、平成25年度第3回所沢市国民健康保険運営協議会に提出した資料です。詳しい内容については、後ほど及川国保年金課長から御説明いたします。次に、資料12が平成25年度第3回所沢市国民健康保険運営協議会の会議録です。資料13が諮問書、資料14が答申書です。資料15がモデル世帯を記載したもので、負担増になるもの3例と負担減となるもの3例を載せています。資料16が第2次埼玉県市町村国保広域化等支援方針で、策定の根拠規定、保険税算定の標準化、保険税の賦課限度額に関する記載があります。

及川国保年金  
課長

資料1は、税率の見直しにあたり、第1回の運営協議会の際に提示した推計と第3回の際に提示した推計の比較です。次のページには、賦課方式を4方式から2方式に移行した場合と4方式のままとした場合のシミュレーションを載せています。資料2の①は、第1回の運営協議会の際に提示した収支推計で、資料2の②が第3回の際に提示した収支推計です。資料3は、被保険者数別世帯集計表です。資料4は、所得階層別世帯集計表です。資料5は、賦課限度額の推移です。資料6は、所得別・被保険者数別世帯数状況表です。資料7は、税率等引き上げによる世帯階層別影響額です。資料8は、平成26年度税率改定試算額で、所得割率0.1%を引き上げた場合と均等割額1,000円引き上げた場合の試算額です。資料9は、県内の他市の保険税率等の状況を記載しています。資料10は、市の財政状況と国民健康保険税率の見直しに係る市の考えについて示しています。資料11は、平成26年度国民健康保険税の税率等の改正についてということで、事務局案として御説明をいたしました。

### 【質 疑】

平井委員

賦課方式を4方式から2方式に変更し、税率も所得割率を6.5%から7.6%に改め、均等割額についても9,000円から22,400円にすることによって、市民が3億5,000万円負担し、市の国民健康保険財政を賄うという理解でよいか。

溝井市民部長

おっしゃるとおりです。

平井委員 国民健康保険には、どういう方達が加入しているのか伺いたい。

溝井市民部長 高齢者、非正規労働者の方が多くなっているのは事実です。

平井委員 平成26年4月から消費税が上がる中で、市が国民健康保険税を大幅に改正する理由を伺いたい。

溝井市民部長 税率の見直しは、3年毎に行っております。前回は平成23年に見直しを行い、今回、平成26年度、平成27年度、平成28年度の推計を行ったところ、税収等は減少傾向にあり、医療費については増加傾向にあるということで、年平均で約5億5,000万円不足するということが分かりました。それについてどのような形で補うか、所沢市国民健康保険運営協議会に諮問いたしまして御審議をお願いしたところ、最終的には5億5,000万円のうち、基金の取り崩しで毎年2億円を賄うということになりました。残りの3億5,000万円については、賦課限度額を法定限度額まで引き上げておりませんでしたので、この機会に引き上げをさせていただき、9,000万円を賄えるのではないかと考えました。残りの2億6,000万円については、被保険者の方に御負担をお願いするというところで、賦課方式についても4方式から2方式の方が被保険者の現状から見ても妥当ということで、御提案し、御了解をいただいたということです。

平井委員

実質収支の繰越額を伺いたい。

溝井市民部長

平成19年度決算が約2億4,276万円、平成20年度が約17億762万円、平成21年度が約9億8,328万円、平成22年度が約6億8,419万円、平成23年度が約11億2,961万円、平成24年度が約1億1,081万円です。

平井委員

一般会計に戻した額を伺いたい。

溝井市民部長

平成25年度ですが、1億1,081万8,000円を繰越金として補正予算で繰り入れております。

平井委員

基金には積み立てたか。

及川国保年金  
課長

基金の利息も含め、3億4,533万円です。

平井委員

一般会計に1億1,081万8,000円を戻したり、基金に3億4,533万円を積み立てなければ、実質収支で4億5,000万円のお金が余ったという理解でよいか。

及川国保年金課長 繰越金と基金の状況だけを考えるとそういうことになりますが、これは前年度の繰越金が約11億2,961万円ありました。平成24年度単年度だけを考えたときは、他にも法定外の繰入等がありますので、赤字ということになるかと思えます。

協委員 基金の残額を伺いたい。

及川国保年金課長 平成24年度末で8億8,523万円です。

平井委員 第2次埼玉県市町村国保広域化等支援方針によって、賦課方式を2方式に変更したということだが、市町村はこの方針に従わなければならないのか。

溝井市民部長 この方針は、埼玉県が市町村の意見を聴いた上で、国民健康保険法第68条の2第1項に基づき策定するということで、県が市町村の意見を聴いた上で策定されました。そして、国民健康保険法第68条の2第6項において、市町村は国民健康保険事業の運営にあたって、本方針を尊重するよう努めるものとされておりますことから、それに従ったということです。

平井委員

県に確認したところ、平成25年度の決算委員会において国保医療課長が、「国では広域化に際し、賦課方式を統一しないという議論もある。今の時点では、県の広域化支援方針は賦課方式の統一を前提に2方式を標準としているが、国の論議の方向により、今後前提が変わる可能性もある。こうした考えは、会議では市町村に伝えている。」と答弁している。このことについて、県として各市町村に通達を出したか確認したところ、通達を出していないということであった。市は先取りして2方式にしたことについて、どういう見解を持っているのか。

溝井市民部長

そういった議論があることは承知しております。社会保障制度国民会議において、国民健康保険の保険者のあり方について協議され、その報告書の中には国民健康保険の保険者については、都道府県で運営するのが基本だが、市町村が当然行うべき事務もあるであろうということで、賦課事務や保健事業といったものは都道府県が行うよりも、市町村が行った方が適当ではないかということで、適切な役割分担をすべきという記載があります。それを受けて、最近、国と都道府県が協議を始めておりますが、まだ始まったばかりであり、そういう可能性がある段階と理解をしております。本方針については、平成25年度、平成26年度となっており、止めるあるいは進むといった判断をされたものではありません。埼玉県市町村国保広域化等支援方針を進めるために、県と市町村が協議する場がありますが、そこで県は、今後についてはそういうものが見えた段階で市町村の

意見を聴きながら協議していくと言っておりましたので、そのような理解をしております。

平井委員

市町村の意見を聴くということであれば、何もこの時期に2方式に変更しなくてもよかったのではないか。

溝井市民部長

支援方針に賦課方式の標準は2方式にするとありまして、それが1つの拠りどころとなっているのは事実です。しかしながら、所沢市の国民健康保険の現状を考えますと、1人世帯が全体の53.49%で過半を超えておりますし世帯被保険者数は全体で1.71人という状態です。平等割の目的は、多人数の被保険者がいる世帯について補完的にその額を抑制するという効果で始めたものであり、現状はそれを享受できない世帯がかなり多くなっております。そこをどう是正すればよいのかというところからいたしますと、本来の個々の方の受益に応じた負担をしていただく方が適切ではないかということで、平等割については、廃止をした方が適当と判断しました。

平井委員

他市に先駆けて2方式に変更したということによいか。

溝井市民部長

賦課方式2方式を採用している市は、今現在10市、2町です。その中で、越谷市、さいたま市、川口市、川越市といった人口規模が大きい市は

すでに2方式を採用しております。県によりますと、人口的には45%が2方式を採用しており、そういう意味からすると、決して先駆けているわけではないと判断しております。他市の状況についても、県内64市町村のうち、12市町が2方式を採用しておりますが、平成30年度までに所沢市を含めて25市町が2方式化に向け、検討を始めております。

島田委員

3方式という考えはなかったのか。

溝井市民部長

国民健康保険上は、自治体の判断でいずれかの方式をとるという事は理解しておりますが、埼玉県市町村国保広域化等支援方針で標準方式を2方式とするということがありましたので、2方式化を念頭に置きました。平等割についても、市の現状から判断すると、平等割を廃止して均等割にすることの方が適切と判断し、3方式を採用しませんでした。

島田委員

大幅に下がる人はどういった方か。また、全体に占める割合を伺いたい。

及川国保年金

減額の最高額は49万3,000円です。こちらについては1人世帯で

課長

収入は少なく固定資産税を約200万円納めています。40万円から49万3,000円減額となる世帯数は14世帯です。

島田委員

15万6,000円上がる世帯はどのぐらいあるのか。

及川国保年金課長 10万円以上上がる世帯について申し上げますと、193世帯です。世帯構成といたしましては、3人の世帯が15世帯、4人の世帯が71世帯、5人以上が107世帯です。

秋田委員 県から通達文書は来ていないということでしょうか。

溝井市民部長 通達という形での文書は来ておりませんが、埼玉縣市町村国保広域化等支援方針については、市の意見を聴いた上で県が作成し、市町村については尊重するよう努めるものとするとしております。

秋田委員 本会議場の答弁の中で、定められていると言っていたのは、埼玉縣市町村国保広域化等支援方針で定められているということか。

溝井市民部長 おっしゃるとおりです。

島田委員 今回、賦課方式や期日について諮問したのか。

溝井市民部長 今回の諮問は平成25年7月に行いましたが、平成26年度、平成27年度、平成28年度の税率の見直しをお願いしました。3年毎に先の3年間の推計を行い、その状況により、税率を変更する必要があるか御検討い

ただくことをお願いしたということです。

島田委員

激変緩和措置の考えはなかったのか。

溝井市民部長

第1回の運営協議会は、平成26年度、平成27年度、平成28年度の国保の財政状況について御理解をいただくことを主眼として開催いたしました。第2回の運営協議会では、不足額をどのように補うか御議論いただきましたが、その際、市から3パターンの提案を行いました。1パターン目が、1年間の不足額5億5,000万円に対し、基金6億円を全額投入するという案です。この案ですと平成26年度は賄えますが、平成27年、平成28年は基金が無いことから、被保険者の方にお問い合わせということになります。2パターン目が、限度額のみ引き上げるという案です。この案ですと9,000万円の増収が見込めますが、足りない4億6,000万円については基金を投入ということになります。3パターン目が、今回の不足額5億5,000万円を税率の引き上げ、限度額の引き上げ又は基金の取り崩しで賄うという案です。消費税等を鑑み、1パターン目をとる可能性もあるとは思っておりましたが、市としては3箇年で均した方が負担感は少なくなりますので、3パターン目が妥当ではないかと思っておりました。また、激変緩和について全く考えなかったわけではありませんが、県内では吉川市と久喜市が平成20年度、戸田市が平成23年度、川口市が平成24年度、鴻巣市が平成25年度に4方式から2方式に変更しました

が、いずれも激変緩和策をしておりませんでしたので、他市の例に倣い御提案させていただきました。

協委員

法定外繰入金7億円とした理由を伺いたい。また、人口規模が同程度である県内他市の法定外繰入金の額を伺いたい。

溝井市民部長

法定外繰入金7億円についてですが、諮問するにあたり推計を出す必要がありますことから、財政部門と事前に協議したところ、一般会計から国保会計に繰り出すのは7億円が精一杯であり、額を引き上げることは難しいとのことでした。また、近隣市の状況について平成25年度当初予算で申し上げますと、川越市は13億8,232万円で1人当たり14,105円、さいたま市は11億9,984万6,000円で1人当たり3,830円、川口市は31億9,181万6,000円で1人当たり17,917円、越谷市は3億円で1人当たり3,030円です。なお、所沢市は7億円で1人当たり7,052円です。

平井委員

1人当たりの繰入金が低い市をおっしゃったように思うが、所沢市の1人当たりの繰入金は、県内40市中31位ということで間違いはないか。

溝井市民部長

31位です。なお、決して1人当たりの繰入金が少ない市を言ったわけではなく、人口規模が同じかそれ以上の市を申し上げたものであり、他意

はありません。

休 憩（午前10時23分）

再 開（午前10時45分）

島田委員

6年前に1度、国民健康保険税を上げたが、その際の滞納件数と滞納額を伺いたい。

及川国保年金  
課長

平成20年度の滞納件数は、1万8,357件です。滞納金額は58億4,543万2,189円です。

平井委員

平成20年度の加入世帯数を伺いたい。

及川国保年金  
課長

5万5,466世帯です。

島田委員

滞納件数について、これは全額払えないという件数か。

及川国保年金  
課長

全額または一部滞納を含めた件数です。

島田委員 今回の改正で滞納額がどのぐらいになると推計しているのか。

及川国保年金  
課長 滞納の推計についてはしておりません。

島田委員 今後、差し押さえを強化したりするのか。

及川国保年金  
課長 収納関係については収税課で所管しておりますが、状況に応じて滞納処分という形で差し押さえ等を行っております。その内容ですが、まず処分ありきではなく、納税相談の中で納税を推進するということを行っております。最終的に処分に至るというのは、納税相談に応じないといった場合等であります。また、差し押さえについても財産を全部差し押さえるわけではなく、生活状況を把握、勘案した上で差し押さえを行っております。滞納処分の件数も、このところ納税相談に力を入れておりますので、前年と比べると減っている状況です。

島田委員 滞納処分の件数を伺いたい。

及川国保年金  
課長 市税ですが、平成24年度は844件です。平成25年は、12月の段階で445件です。

吉村委員

資産割と平等割をなくして所得割と均等割に上乗せした上で、さらに増税分を上乗せするわけだが、資産割と平等割をなくしてどこにどのように上乗せするのか、考え方を聞きたい。また、平等割の考え方を均等割にも残す方法も考えられると思うが、そういった考えはなかったのか。

溝井市民部長

資産割と平等割を廃止したものをどのように補うのかということですが、応能と応益という区分けをしており、応能については所得割と資産割、応益については平等割と均等割ということで、どのような方式を採用するかは自治体の判断となります。資産割を外したときには、資産割の減収分について所得割を引き上げることによって賄います。今回の例で申し上げますと、6.5%から7.6%に引き上げております。平等割の減収分については、均等割を引き上げることによって賄います。今回の例で申し上げますと、9,000円から18,600円に引き上げております。ただし、今回は推計により不足額が生じたので、均等割18,600円に3,800円を足し22,400円となりました。均等割の方に3,800円を加算した理由については、応能割、応益割は国民健康保険法施行令で50対50が望ましいとされております。所沢市の今の実態は、応能が73、応益27でありまして、そこの是正をするという意味合いもあり、今回、お願いする数字にいたしますと、69対31ということで少し是正されます。他市の賦課割合を申し上げますと、概ね応能割が60から65、応益割が40から35となっており、他市の数字に近付けるということも

含め、今回、そのような変更を行いました。次に、平等割の考えを残すことはなかったのかということについては、1人世帯の数が53.49%と過半を超えていることや1世帯当たりの平均人数が1.71人という本市の現状を考え、今回についてはそこを是正いたしました。

吉村委員

直近の国保税の課税ベースで、資産割、平等割、均等割、所得割について各々いくらかということと、その総額、実際に税金として入ってきた額を伺いたい。

及川国保年金  
課長

平成24年度の一般被保険者分から申し上げますと、所得割については医療給付費分が55億3,153万4,000円、後期高齢者支援金等分が22億1,259万9,000円、介護納付金分が3億5,642万9,000円です。資産割については、10億8,439万5,000円です。均等割については医療給付費分が9億4,637万7,000円、後期高齢者支援金等分が11億5,668万3,000円、介護納付金分が2億3,444万6,000円です。平等割については医療給付費分しかありませんが、10億6,399万6,000円です。次に、退職被保険者分ですが、所得割については医療給付費分が4億654万4,000円、後期高齢者支援金等分が1億6,261万6,000円、介護納付金分が6,107万8,000円です。資産割については、8,965万1,000円です。均等割については医療給付費分が5,659万2,000円、後期

高齢者支援金等分が6,916万8,000円、介護納付金分が3,987万8,000円です。平等割については、5,079万6,000円です。ただ今申し上げた額を全て足して、限度額超過分を調整したものが、その年度の調定額ということで、96億3,994万4,800円になります。その調定額に対し、収納率は86.5%です。

吉村委員

実際に収納した金額を伺いたい。

及川国保年金  
課長

収入済額は、総合計で83億4,567万2,100円です。

吉村委員

所得割を6.5%から7.6%に引き上げることで、今、説明のあった資産割の数字がそっくり賄われるということでよいか。また、平等割の減収分について、均等割を9,000円から18,600円に引き上げることに加えて、不足額3,800円を足して22,400円にすることで賄うということでよいか伺いたい。

及川国保年金  
課長

限度額超過分を調整した額ということになります。

吉村委員

どうして1世帯当たりの平均人数が1.71人であるから平等割を廃止

するという考えになるのか、もう少し詳しく伺いたい。

溝井市民部長

足りない額を所得割に被せるといった手法も考えられましたが、運営協議会の中で、高額所得者の負担がかなり厳しいという意見もありました。また、所得割に被せることになると、賦課割合がさらに開くこととなりますことから、均等割に足しました。また、今回御提案をお認めいただきますと、2方式を採用する市は県内で11市となり、均等割額22,400円は上から8番目の順位ということで、他市と比較してもかなり抑えた額になっております。平等割を残すという考えではなく、均等割にしてそこでのバランスを配慮するという形をとらせていただきました。

吉村委員

県内では吉川市と久喜市が平成20年度、戸田市が平成23年度、川口市が平成24年度、鴻巣市が平成25年度に4方式から2方式に変更したということだが、これは消費税増税とリンクしないため激変緩和措置をとらなかったということが言えるのではないか。

溝井市民部長

そこまでは把握しておりません。なぜ所沢市が今回変更するのかということですが、3年毎の見直しによって平成26年度、平成27年度、平成28年度について不足額が生じます。消費税の影響があるからということで1年先送りしましても、結局、2箇年で3年分の不足を負担することになってしまいます。そうであるならば、3年間で平均して3分の1

ずつの方が、被保険者の方にとっては負担が少ないのではないかと考え、今回御提案いたしました。

平井委員

国民健康保険は社会保障の一環であるとの理念はないのか。また、一般会計に戻したり基金に積み立てもしている。基金の残額も8億8,000万円ということで、お金はあるではないか。それらに加えて、消費税増税も併せて考えるべきであり、何もいじらない見直しもあったと思うが、いかがか。

溝井市民部長

財政部門とも協議しましたが、市全体の財政が厳しい状況の中では、法定外繰入金は7億円が精一杯とのことでした。それ以上の繰入をするという話になりますと、一般会計で行っている事業をどれか諦めるということになり、財政部門としてもそれは難しいとのことでしたので、現状の7億円にさせていただきました。また、基金を年に2億円ずつ取り崩すこととしており、あとの不足額は被保険者の皆様にご負担をお願いするしかなかったということです。

平井委員

平成21年度から平成25年度の滞納世帯数の推移を伺いたい。

及川国保年金  
課長

平成21年度が1万8,984件で金額は63億4,806万4,820円、平成22年度が1万9,296件で金額は67億2,769万5,

212円、平成23年度が1万8,810件で金額は69億6,319万1,610円、平成24年度が1万8,596件で金額は70億5,789万3,645円です。

平井委員

滞納世帯数と滞納額が増えていく現状を踏まえての検討であったのか伺いたい。

溝井市民部長

国保財政を持続的、安定的に運営するためには、皆様方に御負担をいただかなければいけないというところもありますので、御理解をいただきたいと思います。

安田委員

先ほどの滞納額には、過年度分が含まれているのか。

及川国保年金  
課長

平成20年度の滞納件数については1万8,357件で、滞納金額は58億4,543万2,189円です。そのうち滞納繰越分は1万3,720件で、金額は42億1,785万2,860円です。

安田委員

その年だけで決算した場合、いくらぐらいずつ滞納額が積み上がっているのか伺いたい。

及川国保年金

平成20年度の現年分として滞納扱いとなるものは4,637件で金額

課長 は約4億7,300万円、平成21年度が4,663件で金額は約4億8,300万円、平成22年度が4,207件で金額は約4億200万円、平成23年度が3,660件で金額は約3億2,300万円、平成24年度が3,533件で金額は約3億500万円です。

安田委員 国保税の収入済額を伺いたい。

及川国保年金課長 平成20年度の収入済額は約101億3,800万円です。平成21年度が約100億4,300万円、平成22年度が約96億100万円、平成23年度が約92億800万円、平成24年度が約91億4,000万円です。

安田委員 国保税の税収は減っていく傾向でよいのか確認したい。

及川国保年金課長 収納率は横這いか伸びるのではないかと考えておりますが、調定額は下がっており、今後も税収は減っていくものと考えております。

安田委員 法定外繰入金の金額の推移を伺いたい。

及川国保年金課長 平成19年度の法定外繰入金は32億200万円、平成20年度が17億1,900万円、平成21年度が8億500万円、平成22年度が8億

1,100万円、平成23年度が8億6,700万円、平成24年度が7億円です。

安田委員 所沢市における国保加入者の割合を伺いたい。

及川国保年金課長 28%から29%の間です。

安田委員 全世帯数に対する世帯所得300万円以下の世帯の割合は、85%ということでよいか。

及川国保年金課長 おっしゃるとおりです。

安田委員 国保加入者は市民全体の3割で、その中の85%が世帯所得300万円以下であり、1人世帯がかなり多く含まれているということよいか。

及川国保年金課長 おっしゃるとおりです。

安田委員 医療費の伸び率を伺いたい。

及川国保年金  
課長 保険給付費という形で執行しておりますが、平成21年度から平成22年度にかけて5.9%、平成22年度から平成23年度にかけては3.9%、平成23年度から平成24年度にかけては1.4%伸びており、平成24年度と平成25年度の予算ベースで比較しますと4.2%ということですので。

安田委員 今後も、高齢化等により国保税の税収は減少するが医療費は伸びるという認識でよいか。

及川国保年金  
課長 平成20年度からの構成率を見ますと、60歳以上の方々が増えている傾向があります。また、20歳から35歳までの方の構成率については下がっています。医療費については、今後も伸びると考えております。

安田委員 低所得者の保険料負担の軽減に関する国の動向を把握しているのか。

及川国保年金  
課長 社会保障制度改革の実施スケジュールを定めたプログラム法案の内容を受けて、平成26年度の税制改正において、低所得者に対する軽減措置が拡大されることになっております。今現在、国保の場合、7割、5割、2割という応益割に対する軽減があります。さらに軽減の基準額を引き上げようということで、5割の軽減基準額、2割の軽減基準額が引き上がる

予定です。その内容については、5割軽減については平成25年度が33万円プラス世帯主を除いた被保険者数掛ける24万5,000円という基準だったものが、33万円の基礎控除は変わりませんが世帯主を除くという部分がなくなり世帯主を含めて被保険者数掛ける24万5,000円ということで拡大されます。2割軽減については平成25年度が33万円プラス35万円掛ける被保険者数という基準だったものが、33万円プラス45万円を掛ける被保険者数と拡大されます。従って、これまでは1人世帯の場合は7割と2割のみで、5割については世帯主を除くという規定になっており該当しませんでした。平成26年度からは1人世帯についても5割軽減が該当するようになります。

安田委員

これは平成26年度の計算の中には盛り込まれているのか。

及川国保年金  
課長

まだ法案等が通っておりませんので、盛り込んでおりません。

安田委員

3年間の途中で国の決定があった場合、変わってくる可能性はあるのか。

及川国保年金  
課長

制度改正は毎年のように行われておりますので、制度が改正されれば、それを盛り込んだ形で変えていきます。

安田委員 プログラム法案等の影響もあるので、県としてもなかなかはっきりしたことが言えないということもあるのか。

及川国保年金 課長 プログラム法案は、平成29年度までの間に様々な法整備を行っていくという内容のものです。そういったこともあり、県の担当課長もなかなかはっきりしたことは言えない部分があるかと思います。

安田委員 埼玉縣市町村国保広域化等支援方針について、直近で県に確かめたのはいつか。

及川国保年金 課長 平成25年10月21日に市町村国保広域化等推進会議、11月には西部地区の主管課長会議が開催されました。その中で、県の担当課長が「今後、広域化の動向を見ていく必要もあるが、賦課方式等については支援方針の中で標準化方式として示しており、ぶれはない。ただ、今後については社会保障制度改革の途上であり、動向を注視して保険者の皆様とともに検討、研究していきたい。」とっておりました。平成26年1月8日に県に出向き担当課の主幹からお話を伺ったところ、支援方針自体は平成26年度まで期間がありますので、変更することは考えていないとのことでした。県の方で賦課方式を2方式にしたのも、様々なメリット、デメリットを考えた上のことであり、県内どこに住んでいても同じ所得なら同じ保

險税ということで賦課方式の標準を示しており、今後についても変更することはないということでした。

休 憩（午後0時3分）

再 開（午後1時0分）

島田委員 増収が3億5,000万円とのことだが、予算の総額はどれぐらいになるのか。また、今回上がる世帯は平均で何%上がるのか。

及川国保年金課長 今回の改正に伴った予算は、総額で約381億円です。国保税が上がる世帯の合計金額は6億9,700万円です。上がる世帯の平均が、1世帯あたり2万290円です。

島田委員 平均何%上がるかについては、先ほど配られた資料の増額世帯割合の平均ということか。

金子市民部次長 先ほどお配りした資料の割合は、左の列の所得に該当する世帯の中だけの割合で書かれていますので、その行のみに該当ということで全世帯に対する割合ではありません。

入沢委員 減額になる世帯は4割で、主に一人家庭や非常に所得が低い世帯だと思います。

	うが、所得が低い方で上がるケースは、年間でどれくらい上がるのか。
及川国保年金 課長	1人世帯で所得が33万円以下の世帯では、上がる世帯数は約3,000世帯です。額については、1世帯あたり年間で1,500円程度と推計しています。
入沢委員	改定を来年、再来年に引き延ばすとその先もっと延ばさなければいけないわけで、また、消費税が10%に上がったときに、さらにまた上がることになる。だから、今のうちに上げておきたいというような認識かと思ったのだが、そのような考えはあるか。
及川国保年金 課長	現状と今後3年間の推計をいたしますと、追加資料では2-②になりますが、すでに平成26年度で約5億2,500万円歳入が不足するという推計です。今後についても、この推計では平成27年度で約6億7,000万円、平成28年度で約4億4,000万円不足する状況です。
入沢委員	平成23年の前市長のときに国保税を引き下げたと思うが、その時に税収はどのくらい下がったのか。
及川国保年金 課長	平成23年度に税率の引き下げを行い、平成23年度決算では減収の影響額として、約5億4,000万円税収が下がりました。平成23年度、

平成24年度、平成25年度と3年間その税率できておりますので、その影響として平成24年度も同じことが言えまして、影響額として平成24年度は約3億9,000万円減収しています。

入沢委員

当時の市長が税率を下げなければ、今回の改定に対して影響したのかどうか伺いたい。

及川国保年金  
課長

平成23年度で約5億4,000万円、平成24年度で約3億9,000万円ですから、2年間で約9億円減収したことになりますので、仮に前の税率、その当時の税率改正による引き下げがなかったとしたら、単純に計算すると、1年か2年ぐらいはまだもつ数字ではないかと思われます。そのときの状況等にも左右されると思います。平成25年度の状況はまだ把握しておりませんので、2年から3年ぐらいは変えなくてももつのではないかということが、現時点で推測できるのではないかと考えます。

入沢委員

1年か2年か3年かは分からないが、遅らせることはできた可能性があるという認識でよいか。

及川国保年金  
課長

現状で申しますとそのようなことが言えると考えます。

吉村委員

議案質疑で、運営協議会での議論では4方式から2方式になることを前提にして議論されていて、どういう賦課方式が現状の中で税の公平性として一番ふさわしいかという議論があまりされなかったという答弁があったかと思うが、その点について確認したい。

溝井市民部長

運営協議会の中において、4方式、3方式、2方式のいずれかがよいかというような議論はございませんでした。4方式、2方式のいずれかが適当かという議論はさせていただいております。

吉村委員

議論されているのは4方式から2方式で、さらには不足財源をどうするかということで議論がごちゃまぜになっている感じがする。均等割の部分を改定することで、必要な財源を確保するという方法もあるわけである。税としていただくものをどれだけ増やすかという議論とどういう賦課方式が税のあり方として一番よいのかという議論をきちんと立て分けて、運営協議会に御審議いただくことも必要だったという気がするが、いかがか。

溝井市民部長

先ほど運営協議会の進行方法について御説明申し上げたとおり、第1回で財政状況が逼迫しており不足するということを御認識いただき、第2回目については、どのようなパターンでそれを充足させるか、第3回目については、4方式から2方式の移行も含めた形で財源確保策を御審議いただ

いたという形ですので、整理についてはそのような形でついでいると考え  
ております。

吉村委員

賦課方式はどれがよいのか、賦課方式のあり方について議論が中抜けに  
なった状態のように思われるが、いかがか。

溝井市民部長

第2回の運営協議会において、どういふ方法がよろしいか、事務局の考  
え方を説明した際、不足額5億5,000万円について基金から毎年2億  
円を取り崩し、限度額を引き上げるることによって9,000万円の増収を  
見込み、残りの2億6,000万円をどうするかというところで、4方式、  
2方式を含めた形で次回御議論をいただきたいことをお伝えいたしまし  
た。そして、第3回の運営協議会では様々なシミュレーションができるよ  
うな形でのお示しをしました。特段、その時に3方式の御提案もありませ  
んでしたし、4方式、2方式の御説明をした後に、事務局案を求められま  
したので御提示差し上げました。そこについて、質疑等はありませんけれ  
ど、御了承いただいたということですので、十分審議は尽くしていただい  
たと考えております。

協委員

今回の諮問事項は、国民健康保険税の税率等の見直しについてとしか書  
いておらず、内容が漠然としていると思うが、いかがか。また、この運営  
協議会の会議について、たくさんの資料があったし、説明にも長い時間を

要しており、議論を深める余裕はなかったように思うが、そのあたりについてはどうな印象を持っているのか。

溝井市民部長

1回目については、当日に資料を配布し御説明いたしました。そうしましたところ、ある委員から当日資料を渡されて説明されても理解できない部分もあるので事前に資料をいただきたいという御意見をいただきました。そういったこともありまして、2回目以降は2週間前にお配りして質問をお受けするという形に変えております。また、諮問についてですが、全体的に3年毎の見直しを念頭に置いており、諮問の詳細な内容については、市長より委員の皆様にご説明いただきました。

協委員

詳細な内容とはどのようなものか伺いたい。

溝井市民部長

3箇年の見直しをお願いいたしますという趣旨のことを申し上げました。また、昨今のジェネリック医薬品の利用率等の関係や国保財政に関わることを申し上げており、賦課方式については特段述べておりません。

協委員

市長は2方式にすることについて、自身の見解を述べるようなことはなかったということでしょうか。

溝井市民部長

賦課方式に関することは御説明しておりません。諮問理由として、あく

まで3年の見直し期間が経過しますことから、今後の税率等の見直し全体について運営協議会に検討をお願いしたい旨のことを述べております。

安田委員

県の支援方針について、2方式とした理由はこういったことが考えられるのか。

溝井市民部長

広域化等支援方針で2方式とした理由ですが、1点目は都市部と農村部に分かれているという構造がありますので、1人当たりの固定資産税額に大きな格差があります。2点目は固定資産税に賦課するため2重賦課になるという批判があります。3点目は資産を持っている人にとって負担が重くなり過ぎることがあります。4点目は都道府県単位で運営している後期高齢者医療広域連合については2方式を採用しているということがあります。5点目は広域連合において賦課する場合、資産把握に多大なコストを要することがあります。以上のことを理由にして、2方式を採用したということです。

安田委員

国民健康保険法第68条の2第6項において、市町村は国民健康保険事業の運営にあたって、本方針を尊重するよう努めるものとされているが、これはどれぐらいの拘束力があるのか。

溝井市民部長

支援方針は県が独自に作ったものではなく、市町村の意見を聴いて作ら

れたものであり、所沢市としては尊重していくということです。県としては、この支援方針を作った以上、2方式化に向かって行きます。各自治体に関しては、それぞれ都合の範囲内で2方式化に向かっていくという理解でおります。

安田委員

所沢市としては、今回の答申が市の考えということになるのか。

溝井市民部長

運営協議会におきまして、いろいろなパターンをお示しした中で今回の案が妥当であろうということで答申をいただきました。市としてはそれを尊重し、それに向けて手続きをしてきたということです。

安田委員

低所得者に配慮した案という印象があるが、いかがか。

溝井市民部長

資産割を課されている世帯は全体の約半数です。200万円以下の世帯についても、40%以上の世帯が資産割を賦課されており、今回、資産割をはずすことによって、その分が賦課されないこととなります。また、高齢者の2人世帯が多いと想定されます所得200万円から400万円の世帯層について、資産割が賦課されている世帯が65%ということですので、やはり資産割をはずすことでその部分が改善されることとなります。

協委員

一般的な戸建を持っていらっしゃる方の資産割がなくなる部分の金額

と均等割に3,800円加算することを比較するとトータルの増減はどうか。  
なるのか。

及川国保年金  
課長 一般的な戸建の資産割額ということでは把握しておりませんので、分かりません。

協委員 個々により条件が異なるため、なかなか比較することは難しいのか。

及川国保年金  
課長 地区によって評価も違いますし、家屋の築年数によっても違ってきますので、比較はできないものと考えます。

### 【質疑終結】

休 憩（午後1時40分）

（※休憩中に協議会を開催した）

再 開（午後2時50分）

### 【意 見】

島田委員 民主ネットリベラルの会を代表して、反対の立場から意見を申し上げます。消費税増税が4月に実施される中、激変緩和策も講じないということが質疑の中から分かりました。詳しくは討論で申し上げたいと思います。

平井委員

日本共産党所沢市議団を代表して、意見を申し上げます。市は国保税の大幅値上げの理由として市町村国保広域化等支援方針に基づき、4方式を2方式にする。国保財政を3年間推計して不足額が5億5,000万円なので、2億円は基金を取り崩し、残り3億5,000万円を市民負担になるとしております。しかし、市町村国保広域化等支援方針は確定されたものではなく、また、県の平成25年度決算委員会においても担当課長は国の論議によっては2方式を変える可能性もあるとの発言もあり、2方式で行う明確な根拠はありません。また、市民負担となる3億5,000万円については、平成25年度の決算をすれば、当然十分に繰越が出る可能性もあります。さらに、一人当たりの当市の繰入額は、当初1万円としてきた経緯から見ても、7,000円としたことは他市の事例でも40市中31位であり、当市の予算規模からしても少なすぎる額と言えます。増額世帯が多人数世帯で、若い世代が大幅な値上げになることや全体から見ても60%の加入世帯が増額になることも分かりました。4月には消費税は5%から8%と上がり物価の上昇や高齢者の年金は下がり、市民生活の困難さは想像を超えるものがあります。5万6,000世帯のうち1万8,000世帯が滞納世帯など、払えない市民が増え続けています。国民健康保険制度は社会保障の一環として、市民の命と健康を守る砦としての役割を果たすよう申し上げて、反対の意見といたします。

協委員

反対の立場から意見を申し上げます。1、不足額が生じるという改正理

由についてですが、所沢市の実質収支の実績からも法定外繰入金7億円ありきという改定理由は認められません。市民の命、健康を守る社会保障制度であることを踏まえ、被保険者への支援を厚くすべきです。次に、制度改正の検討のあり方についてですが、諮問では市長は方式について言及しておりません。審査の中から国の動向も定まっておらず、県も同様であることが分かりました。適切な時期に十分な検討を再度行うべきです。また、運営協議会に方式の判断をすべて委ねることとなりましたが、運営協議会の運営で市民に重い責任を負わせたものとなりました。議会への資料も当初少なく、当日の資料提供が多く審査がたいへんでありました。これらのことについて、今後の改善を求めます。最後に、医療費の削減のために健康づくりの事業の充実がさらに求められることを申し添えて、以上、反対の意見といたします。

吉村委員

所沢市議会公明党を代表して意見を申し上げます。この条例改正は、国保運営協議会の諮問に対する答申を基に行われた改正案であります。大前提として賦課の方式、そして、応能応益のバランス、今後3年間の財源、この3つについて1つのテーブルで同時に議論されました。その中で賦課方式については、長年の資産割について課題になっている税の議論としては、課題はあることは承知しておりますが、税の議論の中で公平性について、特に賦課方式についての議論がされておられません。賦課方式の変更だけでも大きな負担をしなければならない人たちが出てくることも考える

と、たいへん大きな変更であるということが言えると思います。また、議会の議場でも議論があまりなされていない。そういう意味では唐突な変更であり、市民の理解を得られないのではないのでしょうか。賦課方式の制度については、財源の問題と医療費の税の公平性の観点から、同一で議論されるべきではありません。よって、賦課方式については、再度諮問し、あるいはまた議会でも議論を深めるべきであります。あまりにも拙速な今回の改正については、反対をいたします。

秋田委員

至誠クラブを代表して意見を申し上げます。4月から消費税が上がり、その上がった税金分が社会保障財源、社会保障施策などに充てられることを考えれば、みんなで支える国保であるが、今回の資産割、平等割を廃止しての国保税アップは考えにくい。もし上げるとすれば、高校生までの医療費を無料化するなど子どもや市民にやさしい施策などは考えられなかったのかと考えます。そこで国保税をアップするのであれば、飯能市のように激変緩和措置などの対応も考えてもよいのではないかとということをし添えて、たいへん悩みましたが、賛成の意見といたします。

安田委員

自由民主党・無所属の会を代表して賛成の立場から意見を申し上げます。被保険者数約9万8,000人が加入している国民健康保険は、安心して医療を受けていただくために、なくてはならない大事な制度であります。市民の約3割が加入し、そのうち300万円以下の収入の方が、約8

5%だということです。その構成は当然高齢者や自営業者などの方がほとんどで、御承知のように高齢化の傾向の中ですが、国保加入者による税収入は減る一方で、今後も増え続ける保険給付費のことを考えますと、このまま放置するわけにはいかない状態だと言えます。国保財政の状況を見ますと、一般会計からの繰り入れをもって収支のバランスをとっている状況にあります。この状態は社会保険などの被用者保険の加入者の立場から考えますと、保険料の二重払いをしている指摘はありました。また、所沢市は平成19年度約32億円の法定外繰入であったものを平成20年の税率改正以来、3年毎に見直す方針を掲げ、運営協議会にも次の3年間についての税率見直しが諮問されたところです。今回は消費税の引き上げと同時期になってしまいましたが、先に延ばしたところでその負担が重くなるという点は、確かに変わらない点だと思います。これは国全体の傾向ではありますが、国が設置しました社会保障制度改革国民会議の中で、市町村国保については、被保険者の適用、保険給付、保険料設定、徴収、保険事業などの各種保険者機能を都道府県と市町村とで役割分担する考えで合意し、その後、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律、通称プログラム法案が公布され、財政基盤の安定化や保険料に係る国民の負担に関する公平の確保などの措置を講じるための工程表が示されました。その中でも特に国保には、低所得者の保険料負担の軽減が重要な課題になっており、そして、もう一方でその持続可能性については、それ以上に考えなければならない重要な課題となっております。年金、

医療、介護については、すでに財源の4割が国全体の公費で補っており、さらにその補足分は赤字公債で補っている状況で、世代間の公平という観点からも避けては通れない課題であります。そういった観点から増税は認めず先延ばしをするという議論に関しては、私達の会派としては賛同できないということです。次に、委員会でも賦課方式に対する議論が多くなされました。埼玉県におきましては、平成25年3月に第2次埼玉县市町村国保広域化等支援方針が策定され、広域化について県と市町村による検討が進められています。その支援方針の中で県内どこに住んでいても同じ所得なら同じ保険税となるような賦課方式及び応能応益割の標準化を目指し、標準賦課方式を2方式としております。平成25年までに県内の12市町で2方式を採用しており、既に県全体の被保険者のほぼ半数は、2方式による課税が行われています。県内人口の45%が2方式で行われており、平成30年までには25市町が2方式に向けて検討しているとのことです。また、国民健康保険法第68条の2第6項において、国民健康保険事業の運営に当たっては、広域化の支援方針を尊重するように努めるとされており、最近まで県の担当と市の担当者との協議において、その方針は変わらないとの確認がとれていることから、県内事情も含めた資産割廃止の方向についても理解をするものです。さらに、今回の改正では歳入の不足分を補うために、基金の取り崩しを前提とし、少しでも被保険者の負担を和らげようとする努力が伺えます。また、平等割が廃止されることで、被保険者数の多い世帯の保険税が引き上げとなりますが、国民健康保険加

入者の半数を占める低所得者世帯に対しての配慮ということで、中間所得者世帯については増となりますが、平等割のパーセント、均等割の額など応能割、応益割のバランスに配慮した内容であることから、その点については評価でき、県内類似団体の中でもそれぞれ突出したものではないことから、妥当な割合の設定だと思えます。また、増え続ける保険給付費の削減のために、ジェネリック医薬品の普及を図るなどさまざまな取組を行っておりますが、引き続き御努力なされ、成果を出していただきたいと思えます。いずれにいたしましても、今後とも市民の皆さんが安心していつでも病気の治療を受けることができる国民健康保険制度を維持するために、保険給付費の削減を努力していただくことも併せてお願いし、本議案に賛成いたします。

**【意見終結】**

**【採 決】**

議案第40号については、可否同数となり、委員長裁決の結果、否決すべきものと決する。

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決定した。

散 会（午前3時5分）